

原危管發 第 12 号
平成 26 年 10 月 14 日

原子力規制委員会
原子力規制庁
原子力災害対策・核物質防護課長 殿

関西電力株式会社
原子力事業本部
原子力安全部長
[REDACTED]

高浜発電所原子力事業者防災業務計画の補正について（連絡）

平成 25 年 12 月 19 日付け関原発第 346 号にて届け出ました「高浜発電所原子力事業者防災業務計画」につきましては、原子力規制庁および内閣府の組織見直し（原子力防災体制の充実・強化）に伴い、添付資料のとおり補正しますのでご連絡いたします。

なお、本件連絡後は、補正後の内容に従って原子力防災関係業務を遂行することといたします。

以 上

添付資料
高浜発電所原子力事業者防災業務計画読替表

高浜発電所原子力事業者防災業務計画読替表

現行（平成26年3月1日）	読み替え後（平成26年10月14日以降適用）	説明
<p>別図2-2-6 警戒事象に基づく通報（連絡）経路</p> <pre> graph TD subgraph Current_System [] A[国(警戒事態の判断があった場合)] -- 連絡 --> B[原子力規制委員会原子力規制庁原子力防災政策課 (原子力規制委員会)] B --> C[高浜原子力規制事務所 (原子力防災専門官、原子力保安検査官)] B --> D[所在都道府県] B --> E[所在市町村] B --> F[関係周辺都道府県] B --> G[関係周辺市町村] B --> H[所在都道府県警察本部] B --> I[関係周辺都道府県警察本部] B --> J[その他関係機関] C --> K[原子力防災管理者] K -- 通報 --> L[（発災ブランクト）] end subgraph Revised_System [] A[国(警戒事態の判断があった場合)] -- 連絡 --> M[原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課 (原子力規制委員会)] M --> N[高浜原子力規制事務所 (原子力防災専門官、原子力保安検査官)] M --> O[所在都道府県] M --> P[所在市町村] M --> Q[関係周辺都道府県] M --> R[関係周辺市町村] M --> S[所在都道府県警察本部] M --> T[関係周辺都道府県警察本部] M --> U[その他関係機関] N --> V[原子力防災管理者] V -- 通報 --> W[（発災ブランクト）] end </pre> <p>（発災ブランクト）</p> <p>防災業務計画等命令に 係る通報先</p> <p>→ 通報</p>	<p>別図2-2-6 警戒事象に基づく通報（連絡）経路</p> <pre> graph TD subgraph Current_System [] A[国(警戒事態の判断があった場合)] -- 連絡 --> B[原子力規制委員会原子力規制庁原子力防災政策課 (原子力規制委員会)] B --> C[高浜原子力規制事務所 (原子力防災専門官、原子力保安検査官)] B --> D[所在都道府県] B --> E[所在市町村] B --> F[関係周辺都道府県] B --> G[関係周辺市町村] B --> H[所在都道府県警察本部] B --> I[関係周辺都道府県警察本部] B --> J[その他関係機関] C --> K[原子力防災管理者] K -- 通報 --> L[（発災ブランクト）] end subgraph Revised_System [] A[国(警戒事態の判断があった場合)] -- 連絡 --> M[原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課 (原子力規制委員会)] M --> N[高浜原子力規制事務所 (原子力防災専門官、原子力保安検査官)] M --> O[所在都道府県] M --> P[所在市町村] M --> Q[関係周辺都道府県] M --> R[関係周辺市町村] M --> S[所在都道府県警察本部] M --> T[関係周辺都道府県警察本部] M --> U[その他関係機関] N --> V[原子力防災管理者] V -- 通報 --> W[（発災ブランクト）] end </pre> <p>（発災ブランクト）</p> <p>防災業務計画等命令に 係る通報先</p> <p>→ 通報</p>	<p>原子力規制庁の組織見直しに伴う変更</p>

高浜発電所原子力事業者防災業務計画読替表

現行（平成26年3月1日）	読み替え後（平成26年10月14日以降適用）	説明
<p>別図2-2-9 原災法第10条第1項に基づく通報（連絡）経路（発電所内での事象発生）</p> <p>（発災プラン等）</p> <p>原災法第10条第1項に基づく通報先</p> <p>設置されている場合に連絡</p> <p>→ ファクシミリ</p> <p>… 電話</p> <p>（発災プラン等）</p> <p>原災法第10条第1項に基づく通報先</p> <p>設置されている場合に連絡</p> <p>→ ファクシミリ</p> <p>… 電話</p>	<p>別図2-2-9 原災法第10条第1項に基づく通報（連絡）経路（発電所内での事象発生）</p> <p>（発災プラン等）</p> <p>原災法第10条第1項に基づく通報先</p> <p>設置されている場合に連絡</p> <p>→ ファクシミリ</p> <p>… 電話</p>	<p>原子力規制庁の組織見直しに伴う変更</p> <p>内閣府の組織見直しに伴う変更</p>

高浜発電所原子力事業者防災業務計画読替表

現行(平成26年3月1日)	読み替え後(平成26年10月14日以降適用)	説明
<p>別図2-2-10 原災法第10条第1項に基づく通報(連絡)経路(事業所外運搬での事象発生)</p> <p>原災法第10条第1項に基づく通報先 → ファクシミリ → 電話</p>	<p>別図2-2-10 原災法第10条第1項に基づく通報(連絡)経路(事業所外運搬での事象発生)</p> <p>原災法第10条第1項に基づく通報先 → ファクシミリ → 電話</p>	<p>原子力規制府の組織見直しに伴う変更</p> <p>内閣府の組織見直しに伴う変更</p>

高浜発電所原子力事業者防災業務計画読替表

現行(平成26年3月1日)	読み替え後(平成26年10月14日以降適用)	説明
<p>別図2-2-11 原災法第10条第1項の通報後の報告(連絡)経路(発電所内での事象発生)</p> <p>発電班長等</p> <p>連絡</p> <p>発電所対策本所長</p> <p>原災法第25条第2項に基づく報告先</p> <p>→ ファクシミリ</p> <p>電話</p> <p>注) ファクシミリ、電話とも地方公共団体の災害対策本部等が設置されるまでは、原災法第10条第1項に基づく通報(連絡)経路(発電所内での事象発生)による。</p>	<p>別図2-2-11 原災法第10条第1項の通報後の報告(連絡)経路(発電所内での事象発生)</p> <p>発電班長等</p> <p>連絡</p> <p>発電所対策本所長</p> <p>原災法第25条第2項に基づく報告先</p> <p>→ ファクシミリ</p> <p>電話</p> <p>注) ファクシミリ、電話とも地方公共団体の災害対策本部等が設置されるまでは、原災法第10条第1項に基づく通報(連絡)経路(発電所内での事象発生)による。</p>	<p>原子力規制庁の組織見直しに伴う変更</p> <p>内閣府の組織見直しに伴う変更</p>

高浜発電所原子力事業者防災業務計画読替表

現行(平成26年3月1日)	読み替え後(平成26年10月14日以降適用)	説明
<p>別図2-2-12 原災法第10条第1項の通報後の報告(連絡)経路(事業所外運搬での事象発生)</p> <p>事業所外運搬責任者 → 発電所対策本部長 → 東京支社 → 本店対策本部 → 各機関</p> <p>原災法第25条第2項に基づく報告先 設置されている場合に連絡 → ファクシミリ → 電話</p>	<p>別図2-2-12 原災法第10条第1項の通報後の報告(連絡)経路(事業所外運搬での事象発生)</p> <p>事業所外運搬責任者 → 発電所対策本部長 → 東京支社 → 本店対策本部 → 各機関</p> <p>原災法第25条第2項に基づく報告先 設置されている場合に連絡 → ファクシミリ → 電話</p>	<p>原子力規制庁の組織見直しに伴う変更</p> <p>内閣府の組織見直しに伴う変更</p>